

公益社団法人 日本コンクリート工学会

国内旅費規程

昭和 42 年 9 月 11 日制定 昭和 44 年 9 月 16 日改正 昭和 46 年 3 月 15 日改正  
昭和 48 年 2 月 21 日改正 昭和 51 年 2 月 24 日改正 昭和 54 年 1 月 24 日改正  
昭和 56 年 4 月 21 日改正 昭和 59 年 3 月 28 日改正 昭和 60 年 4 月 25 日改正  
平成 2 年 5 月 24 日改正 平成 19 年 4 月 1 日改正 平成 24 年 1 月 1 日改正  
平成 25 年 3 月 27 日改正 平成 27 年 10 月 29 日改正 令和 3 年 3 月 25 日改正  
令和 5 年 8 月 31 日改正 令和 5 年 12 月 25 日改正 令和 6 年 10 月 23 日改正  
令和 6 年 12 月 25 日改正

(目的)

第 1 条 この規程は、本学会の役員、委員、講師等（以下「本学会関係者」という。）が、会務、理事会、委員会、講演会等への出席等のため、国内を旅行する場合の旅費等について定めることを目的とする。なお、本学会に勤務する職員の旅費等については、別に定める。

(旅費の種類)

第 2 条 旅費の種類は、次のものをいう。

- (1) 鉄道、航空機、船舶、バス等の旅客運賃
- (2) 特急・急行料金、座席指定料金、グリーン料金等の特別料金
- (3) 日当
- (4) 宿泊料

- 2 本学会において、タクシーの利用は原則として認めない。ただし、公共交通機関の利用が難しい場合で、事前に事務局に申請し、専務理事の承認を得たときは、この限りではない。
- 3 本学会において、私有自動車、レンタカー等本学会関係者が自ら運転する車両等の使用は一切認めない。

(旅費の支給)

第 3 条 旅客運賃は、合理的な順路による旅程に応じて支給する。

- 2 新幹線の旅客運賃は、片道 100 km を超える旅行をする場合に支給する。  
在来線及び私鉄の特急・急行料金及び座席指定料金は、片道 50 km を超える旅行をする場合に支給する。
- 3 会長・副会長が鉄道・船舶等を利用する場合は、グリーン料金を支給する。
- 4 航空機の旅客運賃は、次のいずれかの遠隔地に旅行する場合に支給する。
  - (1) 片道 700km を超える旅行をする場合。
  - (2) 鉄道による移動時間が片道 4 時間を超える旅行をする場合。
- 5 航空機の旅客運賃は、原則として旅行の必要性が発生した時点で最も安価な割引運賃

の適用を受けるよう努めなければならない。また、本学会の費用によるアップグレードは、これを認めない。

6 本学会関係者の責によらない理由により予約変更が生じた場合のキャンセル料及び取消手数料は、本学会の負担とする。

7 片道 100km を超える旅行に対しては、宿泊の有無にかかわらず、1日につき 2,200 円の日当を支給する。ただし、以下の場合は日当を支給しない。

(1) 原稿料、査読料及び講演謝礼等に関する内規第 4 条第 1 号乃至第 2 号に定める講演講師に係る日当

(2) 本学会が設定する懇親会へ参加するために宿泊した場合の懇親会翌日の日当

8 本学会の災害調査団の旅行の場合及び特に危険作業を伴う委員会の調査を目的とする旅行の場合は、専務理事の判断により、傷害保険料相当額として 1 日につき 600 円の日当を追加支給する。

9 片道 100km を超える旅行で、次の理由により宿泊を必要とする場合には、宿泊料として実費を支払う。

(1) 本学会の午前開始の委員会等に出席するため、自宅を午前 7 時以前に出発しなければならない場合。又は、本学会の委員会等終了後に直帰しても、自宅に午後 11 時以前に到着できない場合。

(2) 前号の規定にかかわらず、本学会が設定する懇親会に出席することにより自宅に午後 11 時以前に到着できなくなる場合にあっては、宿泊料を支給しない。ただし、廉価なパックを利用したときはこの限りでない。なお、廉価なパックとは、パック料金が特割、先得等の割引往復運賃よりも廉価であるものをいう。

(3) 連続して 2 日以上本学会の委員会等に出席する場合。

(4) その他、専務理事が承認した場合（例えば、翌日他学会の委員会がある場合で、片道は他学会が支払う場合、等）。

10 宿泊料の実費は、次の金額を上限とする。

(1) 東京都 23 区内 15,000 円

(2) 上記以外の地区 12,000 円

11 片道 100km 以内の近地に旅行する場合は、日帰り扱いとし、日当及び宿泊料は支給しない。ただし、業務の都合により宿泊を必要とするときは、本条第 9 項乃至第 10 項を準用する。

(旅費の精算)

第 4 条 旅費の精算は、原則として、本人からの請求に基づき、後日本人の指定する金融機関の口座へ振り込む方法で支払う。この場合の振込手数料は、本学会の負担とする。

2 前項の規定にかかわらず、片道 100 km 以内（ただし、在来線及び私鉄の特急・急行を利用する場合を除く。）の旅費については、本人からの請求に基づき、当日現金にて精算することができる。

3 第 1 項の精算において、片道 100 km（在来線及び私鉄の特急・急行を利用する場合は片道 50 km）を超える鉄道、航空機、船舶、バス（ただし、路線バスを除く。）等の旅客運賃、特急・急行料金、座席指定料金、グリーン料金及び宿泊料については、本学会宛

ての領収書を添付しなければならない。

(講演講習会・研修会等の講師の旅費交通費)

第5条 前条の規定にかかわらず、講演講習会・研修会等の講師が講義を行うために要する会場までの旅費交通費は、交通機関・宿泊施設・旅行代理店等に直接支払うものとし、鉄道、航空機、船舶、バス（ただし、路線バスを除く。）の旅客運賃、特急・急行料金、座席指定料金、グリーン料金及び宿泊料については、第3条に準ずる。ただし、本学会宛の領収書を受け取って講師本人が購入した場合は、領収書と引き換えに本人に支払うことができる。

(減額措置)

第6条 各委員会等において、予算上の制約により止むを得ない場合で、委員会の決議及び本人の同意があるときは、本規程にかかわらず特別の旅費減額措置を取ることができる。

(特別措置等)

第7条 旅程、用務の内容その他特別の事情により、この規程によることができない場合は、事前に事務局に申請し、専務理事の承認を得て、別段の取扱をすることができる。

2 本規程と本学会が過去に発信した通達等に矛盾が生じる場合は、本規程を優先する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は総務財務委員会が発議し、理事会が決定する。

附 則

1. この規程の改正は、令和6年12月25日から施行する。